

「小千谷市の棚田を守る会」規約

1. 目的：棚田の保全活動をとおして、農村と都市との交流を図り人との相互理解を深めることによって、互いに協力し合える関係を構築することを目的とする。
2. 名称：「小千谷市の棚田を守る会」と称する。
3. 活動：本会は次の活動を行う。
 - ①棚田の修復と保全のための活動
 - ②棚田を利用して米作り農作業の手伝い
 - ③棚田の保全を通して人と人との交流を図る
 - ④都市と農村の相互交流により共生を図る
 - ⑤その他、目的を達成するための各種事業活動
4. 会員：この会の目的に賛同し、入会金、会費を納める者を会員とし、次の2種とする。
 - (1) 正会員：この会の目的に賛同し、この会の活動及び事業を推進する個人及び家族（家族会員）。
 - (2) 賛助会員はこの会の目的に賛同し、活動を援助、サポートする個人。
5. 運営：総会を年に1回開催し、活動全般について報告検討する。日常的な運営は、運営委員会で行う。
6. 役員：会の運営を円滑にするため、次の役員をおく。役員は総会で選出する。運営委員会は役員で構成する。

◎会長：五藤忠雄 ○事務局長：田中赳夫 ○事務局長補佐：永井尚夫
○会計：野口滋子 谷口良子 ○監査：中山登史男 村上啓子
○運営委員長（最高顧問）：谷口玲太郎 ○運営委員：若干名
7. 会計年度：4月1日より翌年3月31日まで
8. 財政：財政は、会費及び寄付金、事業による収入その他で賄う。
9. 会費：入会金は2,000円（賛助会員2,000円）とし、年会費を次のとおりとする。
 - (1) 正会員（ファミリー会員を含む）一口3,000円（一口以上）
 - (2) 賛助会員 一口 6,000円（一口以上）特別な催し物が行われるときには掛かる実費を徴収することもある
10. 役員会議：役員は重要な案件が生じたとき、不定期に役員会議を開くことがある、そのときに、開催場所まで要した交通費の最低ルートの片道分を支給することが出来る。
11. 規約の変更：規約の変更は、総会出席者の過半数の賛成で決定する。
12. 発効：この規約は2005年6月11日に発効し、2006年8月11日に改訂された。